

平成30年度

富山市除雪情報システム導入業務委託

仕様書

富山市 建設部 建設政策課

# 富山市除雪情報システム導入業務委託仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条 (適用範囲)

本仕様書は、富山市（以下、「発注者」という。）が発注する「富山市除雪情報システム導入業務委託」（以下「本業務」という。）について適用され、受注者が履行しなければならない一般的事項を定めたものである。

### 第2条 (業務の目的)

本業務は、除雪機械の運行経路や除雪エリアの適正化及び、除雪業者や市内部での除雪関連事務の効率化などを推進するため、GPSロガー端末（以下、端末）を活用した除雪機械の運行管理を行う『富山市除雪情報システム』（以下、システム）を導入するため、そのシステムの構築等を行うものである。

なお、次年度以降はシステムの運用と除雪路線の運行経路の見直し等を想定している。

### 第3条 (受注者の義務)

受注者は、契約の履行にあたっては、発注者が望む、本業務の意図および目的を十分に理解した上で、本業務を実施するよう最高の技術を発揮しなければならない。

### 第4条 (履行期間)

本業務の履行期限は、契約締結の日から平成31年3月31日までとする。

### 第5条 (準拠する法令等)

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下に記載する関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 個人情報保護法
- (2) 著作権法
- (3) 富山市情報セキュリティポリシー
- (4) 富山市財務規則
- (5) 富山市個人情報保護条例
- (6) 富山市暴力団排除条例
- (7) その他関係する法令

## 第 6 条 (疑義)

本仕様書の各項目に記載なき事項および疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

## 第 7 条 (作業計画等)

受注者は、作業着手前に発注者と十分な打合せを行うとともに下記の書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 主任技術者・管理技術者選任届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) ISO 9001 (品質評価システム) 取得を証明する書類
- (5) JIS Q 27001 (ISMS : 情報セキュリティマネジメントシステム) 取得を証明する書類
- (6) プライバシーマーク取得を証明する書類
- (7) その他発注者が指示する書類

## 第 8 条 (配置技術者)

本業務の実施にあたっては業務を総括する主任技術者、管理技術者を配置するものとする。

- 2 本業務における主任技術者、管理技術者は、除雪車管理に関する類似システムの構築において、主任技術者、管理技術者として業務を経験し、同システム及び市町村の行う除雪業務に精通した者を選任するものとする。

## 第 9 条 (打合せ等)

本業務の実施にあたって適正かつ円滑に履行するため、受注者は、発注者に対し業務遂行状況を定期的に報告するとともに、発注者が定める調査職員と常に密接な連絡を取り、その都度打合せ記録簿を作成するとともに、その指示および監督を受けなければならない。

## 第 10 条 (業務報告書の作成)

受注者は、本業務の作業実施計画書にもとづき、作業実施項目および内容について業務報告書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

## 第 11 条 (プロジェクト管理)

本業務のプロジェクトが遅延なく円滑に遂行するために、導入業務においては受注者は原則として月 1 回は進捗報告会議を実施すること。

#### 第 12 条 (損害賠償)

受注者は、本業務遂行中に、第三者に与えた損害および第三者から受けた損害については、すべて受注者の責任において処理解決するものとする。

#### 第 13 条 (秘密の保持)

受注者は、本業務に関して知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また、業務内で作成した資料を発注者の許可なく他に公表、貸与してはならない。これは、本業務終了後においても同様とする。

#### 第14条 (個人情報の取扱い)

本業務にて取得する個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を厳守すること。

#### 第 15 条 (業務完了確認)

受注者は、社内での十分なテストを行った上で、発注者による検査を受けるものとする。受注者は検査に先立ち、システムに備えられている機能リストを発注者に提出し、発注者はそのリストに基づき検査を行うものとする。

#### 第 16 条 (成果品の検査および手直し)

受注者は、業務完了時に成果品および必要な資料を業務完了報告書とともに提出し、発注者の検査を受け、不備な点は指示に従い、訂正しなければならない。

- 2 成果品の受け渡し後においても、明らかに受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良が発見された場合は、受注者は速やかに訂正し、補足その他の措置を行わなければならない。

#### 第 17 条 (成果品の帰属)

本業務に基づき作成された成果品の権利は、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可無く成果品を第三者に複製、公表、貸与および使用してはならない。ただし、受注者が契約以前より著作権を有しているものは、その著作権は、受注者に留保されるものとし、発注者はその一部使用权および使用許諾をもって使用するものとする。

#### 第 18 条 (資料の貸与および返還)

発注者は、受注者が本業務上必要、かつ発注者が許可した関係資料を受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、資料の管理にあたっては、情報の漏洩、流出を防ぐ万全の対策のも

と、資料の取り扱いには十分注意するものとする。また、貸与された関係資料等は本業務完了後、直ちに返還するものとする。

#### 第 19 条（貸与資料）

発注者は、本業務で必要と認められた以下の資料を貸与し、受注者は借用書（様式自由）を提出した上で、責任をもって保管しなければならない。また、受注者は作業完了後、速やかにこれを返却するものとする。

- (1) 登録除雪機械一覧
- (2) 登録除雪機械毎の除雪対象路線一覧
- (3) 除雪路線 shape データ
- (4) 除雪路線網図（紙媒体）
- (5) 公共施設位置図（小・中学校、保育所、地区センター等）
- (6) 地区センター区割り図
- (7) 除雪業者リスト
- (8) その他発注者が所有し、本業務に必要な資料

#### 第 20 条（参考文献等の明記）

成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害などの問題を起こさないよう、しるべき処理をしたうえで、その文献、資料等の名称を明記しなければならない。

## 第 2 章 業務内容

#### 第 21 条（業務内容）

本業務は、システム導入および導入後の運用支援等全てを含むものである。  
なお、平成 30 年 1 月 15 日からシステムの運用を開始するため、その期日までにシステム構築、端末の設定およびデータ作成を完了させなければならない。

業務内容は以下のとおりとする。

- (1) システム構築
- (2) 発注者が調達した端末設定（1,200 台分）
- (3) 除雪路線・除雪担当区域・公共施設敷地データ作成
- (4) 運用前の動作確認
- (5) システム運用支援
- (6) 操作説明書作成（職員用及び除雪業者用）
- (7) 職員及び除雪業者への説明会対応（資料作成含む）
- (8) 平成 30 年度の除雪業務に関するデータの整理

## (9) 業務報告書作成

### 第 22 条 (データ作成)

発注者より貸与される、除雪路線データ (Shape 形式)、除雪路線網図、地区センター区割り図、公共施設位置図を基に、除雪路線、除雪業者の担当区域、公共施設敷地を面 (ポリゴン) 構造化するものとする。

- 2 除雪路線、除雪業者の担当区域、公共施設敷地については、属性データとして、路線番号、種別、名称、除雪業者名、除雪機械等の情報をリンク付けて整備するものとする。
- 3 データは、全て Shape 形式で整備するものとし、作成後にデータファイルとして取りまとめ、システムへセットアップを行うものとする。

## 第 3 章 システム構築

### 第 23 条 (システムの概要)

本システムは、発注者が実施する除雪作業において、端末を活用して、GIS上で除雪機械の稼働軌跡の把握、運行管理等 (稼働実績の把握、除雪日報等の作成及び集計) が可能なシステムを構築するものとする。

- 2 発注者と除雪作業を受注する業者の双方で利用可能なものとし、発注者の利用する管理者用メニューと業者の利用する利用者用メニューに分かれたシステムを構築するものとする。
- 3 構築するシステムに最低限必要な機能は次条から第 29 条に定めるものとする。

### 第 24 条 (除雪業務管理機能)

除雪業務管理機能は、下記のとおりとする。

- (1) 稼働日、機械、作業区分ごとに作業実績が閲覧・印刷できること。
- (2) 除雪車両の移動軌跡及び位置情報から稼働、休止及び除雪路線内なのか路線外なのかが判断でき、かつ集計ができること。休止、除雪路線外についてはアラートが表示されること。
- (3) 端末から取得される除雪作業情報の新規登録及び修正ができること。
- (4) 雪寒道路における稼働実績の集計ができること。
- (5) 除雪路線の属性 (路線名、路線種別等) の設定変更ができること。
- (6) 除雪機械の属性 (規格等) の設定変更ができること。
- (7) 検索機能などにより、除雪車両の特定ができ、その特定車両のみの表示ができること。

- (8) その他発注者が必要とする機能。

#### 第 25 条 (日常業務管理機能)

日常業務管理機能は、下記のとおりとする。

- (1) 住所検索などにより地図上の表示位置の絞り込みができること。
- (2) 各機械の移動軌跡、過去の移動軌跡情報を地図上に表示できること。
- (3) 降積雪観測地の降積雪値について登録ができること。また、登録した情報より観測地、月、シーズンごとに集計できること。
- (4) 以下の項目について地図と重ね閲覧できること。
  - 1) 除雪車両の移動軌跡
  - 2) 除雪路線
  - 3) 苦情要望発生地点
  - 4) 降積雪観測地点
  - 5) その他発注者が必要とする項目

#### 第 26 条 (苦情要望管理機能)

苦情要望管理機能は、以下のとおりとする。

- (1) 除雪苦情要望について受付月日、受付者、住所、町内名、除雪種別、苦情内容、除雪工区等が登録できること。登録した情報について地図上で位置情報管理ができること。
- (2) 受付月日、受付者、住所、町内名、除雪種別、苦情内容、除雪工区等ごとに集計ができること。また、集計結果を **Excel** 形式で出力できること。
- (3) 受付内容、処理内容の登録ができること。また、処理状況の登録、集計ができ、集計結果を **Excel** 形式で出力できること。

#### 第 27 条 (月次業務管理機能)

月次の業務管理機能が以下のとおりとする。

- (1) 対象の月ごとに作業実績を集計できること。
- (2) 発注者が指定する作業報告書、請求書の閲覧・発行ができること。

#### 第 28 条 (予算管理機能)

予算管理機能は、以下のとおりとする。

- (1) 除雪機械の規格ごとに定められた時間当たりの作業単価を元に、予算の執行額、予算残額、除雪業者ごとの執行額を随時集計できること。
- (2) 指定した基準日における支出済みの経費及び支出見込みの経費を機械ごと、または工区ごとに集計できること。

#### 第 29 条 (帳票)

システムから出力できる帳票は以下のとおりとする。なお、出力ファイル形式は編集が可能な形式又は PDF 形式とし、区分については発注者の指示によること。

- (1) 報告書 (日報、月毎の集計表、出来高内訳書)
- (2) 請求書
- (3) 予算執行状況表
- (4) 除雪情報、苦情受付票
- (5) 除雪額集計表 (日別、月別、除雪業者別)
- (6) 日降雪量・積雪深集計表
- (7) その他発注者が必要とする帳票

### 第 4 章 システム運用

#### 第 30 条 (システム利用環境)

システムの利用環境は以下のとおりとする。

- (1) 受注者の用意するデータセンター及び必要機材により、クラウド型のシステムサービスの提供を行うものとし、システムの構成については、別紙 2 を基本とする。
- (2) 発注者が本システム運用に必要な各種マスタの設定ができること。
- (3) 発注者が円滑にシステムを利用できるよう、受注者が用意するクラウド環境上において、各種環境設定、必要なソフトウェア・データのインストール、データベースの構築を行い、システム稼働環境を整えるものとする。
- (4) 管理者、発注者、除雪業者ごとに機能の制限を行えること。制限はユーザ ID、パスワード等で管理ができること。
- (5) 発注者の指定する、市職員の業務用パソコンからの利用が可能であるものとし、ソフトウェアの利用ライセンス数等に制限は設けないものとする。

#### 第 31 条 (クライアント環境)

本システムは、以下のクライアント環境にて利用するものとする。なお (1) から (7) の項目については、今後のクライアント環境の変化に対しても費用が発生することなく対応するものとする。

- (1) OS : windows7 以降
- (2) CPU : Celeron 以上
- (3) メモリ : 512MB
- (4) ブラウザ : Internet Explorer または Google Chrome



(発注者が必要と認めた場合は、ブラウザのバージョンアップに対応すること)

- (5) Microsoft Office 2007 以降
- (6) Java：常に最新のバージョンに対応すること
- (7) 富山市職員認証システム

(既存の設定は変更しないことを原則とし、変更が必要な際は富山市と協議の上決定することとする。)

### 第 32 条 (サーバ環境の構築)

本システムは、データセンターのクラウド上に置かれたサーバで稼働することとし、データセンターの機能等は下記のとおりとする。

- (1) データセンターは国内のセンターに限る。また、別紙 3 「データセンター仕様書」を満たすこととする。

### 第 33 条 (本質および性能)

本システムにおける品質および品質値は、下記のとおりとする。

分類	内容	保証値	備考
品質	サービス稼働率	99.5%以上	
性能	地図スクロール時の 応答時間	3 秒以内	
HDD 容量	HDD 標準使用上限	60GB 以上	
バックアップ	頻度	1 回/1 日以上	
	世代管理	7 世代以上	
	バックアップ場所	データセンター内	

### 第 34 条 (端末の機能等)

端末の機能等は下記のとおりとする。

- (1) 端末により、約 5 秒間隔で位置情報を収集できるものとする。
- (2) 端末からのデータ取込みは、アップロードソフトのインストールを含め、できる限りワンクリックで操作が行えるなど、除雪業者が容易に行える仕組みを用意するものとする。
- (3) 端末からのデータ取込みは、除雪業者の所有するパソコンから行うものとする。なお、パソコンを所有していない業者については、職員用パソコンからデータ取込みが行えるものとする。
- (4) 受注者は、発注者が調達した、端末のボタン、スイッチ部分に操作方法等をシール等で明示するなどし、除雪車両のオペレータが容易に操作できるようにするものとする。

- (5) 端末は、発注者より貸与される除雪車両一覧表を基に、車両ごとに紐づけ設定を行うものとする
- (6) 発注者で調達する端末の主な仕様は下記相当とする。
  - 1) GPS チップ  
SiRF starVSe GPS/GLONASS/QZSS 対応
  - 2) 電源・動作時間  
連続モードで 35 時間程度利用可能なもの
  - 3) 利用環境  
使用温度-10℃～60℃ 防水 IPX3 程度のもの
  - 4) プロトコル  
NMEA 出力 NMEA-0183 GGA,GSA,GSV,RMS

## 第 5 章 システム運用支援等

### 第 35 条 (操作説明等)

- 受注者は、システム導入後、本稼働までに、発注者の指定する職員および除雪業者向けに、システムの操作説明を行うものとする。
- 2 操作説明は、発注者との協議により、その指示に従い、必要回数行うものとする。
  - 3 システムの操作説明書は、発注者の指定する部数を出力または PDF 等のデータ形式で作成するものとする。
  - 4 作成した操作説明書は、システム上のメニューより呼び出し可能なよう、システム上へ設定搭載するものとする。
  - 5 操作説明書は、発注者向け、除雪業者向けの 2 パターンを作成するものとする。
  - 6 除雪業者向けの端末の取扱説明書を作成するものとする。

### 第 36 条 (計画準備・管理)

降雪シーズン前に運用支援体制、要員、日程、稼働する主要な機器等の点検について工程別に検討した上で、適切な作業計画の立案を行うものとする。

### 第 37 条 (システム障害対応)

本システムに障害が発生した場合は、直ちに障害対応作業を行える体制を用意し迅速に復旧処理を行うものとする。

- 2 システム障害対応については、富山県内に一時対応受付を行う窓口を設けるものとし、原則として障害が発生した場合、発注者の担当部署へ2時間以内に訪問対応するものとする。
- 3 障害復旧後は、担当職員に作業結果、原因の分析、再発防止策の策定について報告することものとする。

#### 第38条（ヘルプデスク）

本システムを利用する上で生じる操作に関する疑問、障害対応の対応窓口として、ヘルプデスクを設置するものとする。

- 2 ヘルプデスクの対応時間は、原則としてシステムの運用開始から翌年3月31日の土日祝日を除く、平日午前8時30分から午後5時30分までとし、夜間休日等に発生した緊急時の対応のために別途緊急連絡先を設けるものとする。
- 3 災害発生時等の緊急性を伴う保守対応については、前述に定める限りではなく別途協議の上定めるものとする。

### 第6章 納入成果品

#### 第39条（納入成果物）

本業務における納入成果物は次に定めるとおりとする。なお、電子データについては、CD-R等の記録媒体に記録し提出すること。

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1) システムのクラウドサービス（背景地図データ含む）    | 1式 |
| (2) システム用データ（除雪路線、公共施設、除雪担当区域等） | 1式 |
| (3) 業務報告書（紙媒体および電子データ）          | 3部 |
| (4) 基本設計書（紙媒体および電子データ）          | 1式 |
| (5) 職員向け操作説明書（紙媒体および電子データ）      | 1式 |
| (6) 除雪業者向け操作説明書（紙媒体および電子データ）    | 1式 |
| (7) 職員研修用資料（紙媒体および電子データ）        | 1式 |
| (8) その他必要資料                     | 1式 |

以上

## 個人情報取扱に関する特記仕様書

## 第 1 条（個人情報の保護に関する条例等の遵守）

受注者は、富山市の定める富山市情報公開条例（平成 17 年条例第 30 号）、富山市個人情報保護条例（平成 17 年条例 31 号）及び富山市情報セキュリティポリシー（平成 29 年 4 月 1 日改定）に基づき、個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という）を遵守しなければならない。

## 第 2 条（セキュリティ責任者の選任・体制）

受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

## 第 3 条（管理技術者および担当技術者の届出）

受注者は、個人情報の取扱いに係る管理技術者及び担当技術者を定め、配置予定技術者届により富山市に報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いに係る管理技術者及び担当技術者を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 受注者は、管理技術者を変更する場合は、事前に書面により富山市に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者は、担当技術者を変更する場合は、事前に書面により富山市に報告しなければならない。
- 5 管理技術者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう担当技術者を監督しなければならない。
- 6 担当技術者は、管理技術者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

## 第 4 条（作業場所の特定）

受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という）を定め、業務の着手前に書面により富山市に報告しなければならない（セキュリティ上、明示できない場合は近畿地区等のエリアを記載すること）。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により富山市に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、富山市の事務所内に作業場所を設置する場合は、管理技術者及び担当技術者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

## 第 5 条（教育の実施）

受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における担当技術者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、担当技術者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

## 第 6 条（守秘義務）

受注者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、本業務に関わる管理技術者及び担当技術者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

## 第 7 条（再委託）

受注者は、本業務の全部若しくは、その主たる部分を一括して第三者へ委託（以下「再委託」という）してはならない。

- 2 受注者は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を富山市に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、富山市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、富山市の求めに応じて、管理・監督の状況を富山市に対して適宜報告しなければならない。

## 第 8 条（派遣労働者等の利用時の措置）

受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、富山市に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

## 第 9 条（個人情報の管理）

受注者は、本業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- （1） 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- （2） 富山市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- （3） 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- （4） 事前に富山市の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- （5） 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- （6） 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- （7） 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- （8） 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- （9） 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- （10） 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

## 第 10 条（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

受注者は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、富山市に無断で第三者へ提供してはならない。

## 第 11 条（受渡し）

受注者は、富山市受注者間の個人情報の受渡しに関しては、富山市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、富山市に個人情報の預り証を提出しなければならない。

## 第 12 条（個人情報の返還又は廃棄）

受注者は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報について、富山市の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により富山市に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し富山市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、本業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により富山市に対して報告しなければならない。

## 第 13 条（定期報告及び緊急時報告）

受注者は、富山市から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

## 第 14 条（監査及び検査）

富山市は、本業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 富山市は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

## 第 15 条（事故時の対応）

受注者は、本業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに富山市に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、富山市の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、富山市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 富山市は、本業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該

事故に関する情報を公表することができる。

第 16 条（契約解除）

富山市は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

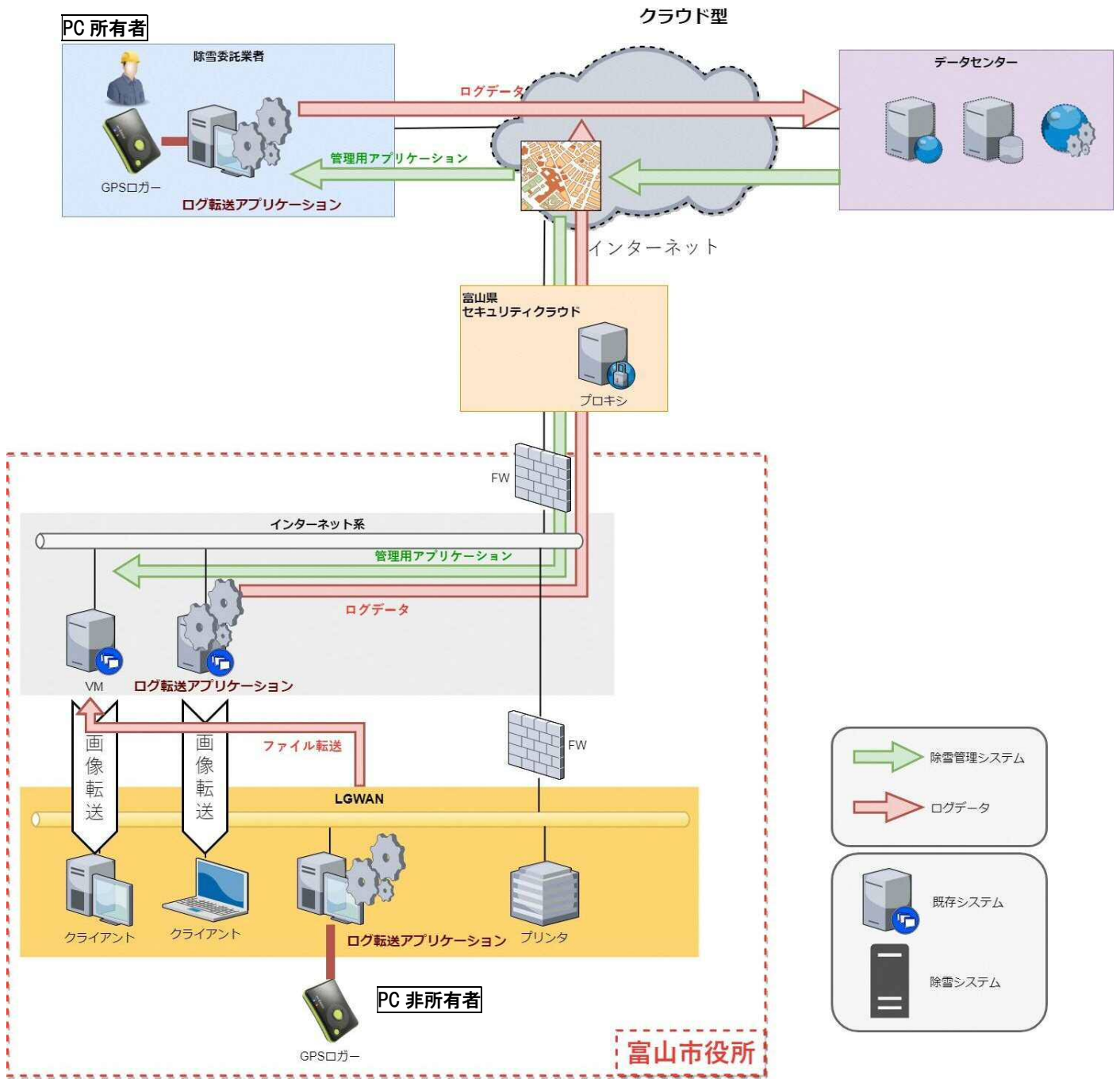
2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、富山市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 17 条（損害賠償）

受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、富山市に対する損害を発生させた場合は、受注者は、富山市に対して、その損害を賠償しなければならない。



### システム構成図（クラウド型）



※ なお上記システム構成は構築の一例とし、『LGWAN-ASP』等を利用し、構築することも可とする。

## データセンター仕様書

## 第 1 条 (災害対策)

地震対策については、下記事項を満たすものとする。

- (1) 建築基準法および同施行令（1981 年 6 月改正）に準拠していること。
- (2) 建物は、震度 6 強に対して倒壊・崩壊を避ける耐震性、免震性を有すること。  
機器を収納するラックは、最大搭載重量時に震度 6 強に対して倒壊しない耐震性、免震性を有すること。

## 第 2 条 (火災対策)

火災対策については、下記事項を満たすものとする。

- (1) 火災報知システムを有すること。
- (2) 消火の際にガス（ハロンガス等）等の設置設備に害を与えにくい消火設備を有すること。
- (3) 防火扉の設置、建材に不燃材を使用し耐火構造を備えた施設であること。

## 第 3 条 (その他の対策)

その他の対策については、下記事項を満たすものとする。

- (1) ハザードマップの浸水想定水位より高い場所に設置していること。
- (2) 避雷針や棟上導体等により雷対策を施していること。
- (3) 作業に必要な照明と非常時の非常灯を建築基準法、消防法に準拠して整備されていること。

## 第 4 条 (空調設備)

空調設備については、下記事項を満たすものとする。

- (1) 設置されている機器による発熱を抑えるために必要な容量の空調であること。
- (2) 空調機の冗長化等により、24 時間 365 日連続して空調稼働できること。
- (3) 空調設備の稼働状況を 24 時間監視できること。

## 第 5 条 (電源設備)

電源設備については、下記事項を満たすものとする。

- (1) 自家発電機を有し、商用電源停止時は 24 時間以上の電源供給可能なバックアップ電源を提供できること。
- (2) 無停電電源装置等を設置し、商用電源停止後から自家発電機切り替えまでの間も無停電を保障すること。

- (3) 電力会社からの受電設備は 2 系統以上有すること (2 箇所の変電所より受電できること)。
- (4) 電源設備からサーバ室までの送電ルートは冗長化されていること。
- (5) 電源設備の稼動状況を 24 時間監視できること。

#### 第 6 条 (セキュリティ対策)

セキュリティ対策については、下記事項を満たすものとする。

- (1) 外部からの侵入による危害を防ぐためにサーバエリアは十分に保護されていること。
- (2) IC カード等の個人認証システムにより入退室を制限すること。
- (3) 入退室の記録を管理していること。
- (4) 監視カメラ等により、サーバ室内での不審行動者を監視すること。
- (5) 機器類の設定情報の外部漏洩防止のため、パソコン、モバイル端末等の記録可能な機器 (FAX、複写機、スキャナを含む。) の持ち込み及び設置しないこと。
- (6) 定期的にセキュリティ診断が実施され、ネットワーク安全性の確認が行なわれていること。
- (7) ファイアウォールマネージドサービス (設定の協議、変更、稼動監視) があること。
- (8) ファイアウォールは冗長化されており、一台が故障してもサービスは無停止であること。
- (9) 不正アクセス等のログが記録され、不正アクセス等があった際には迅速な対応がとれること。
- (10) ウイルスチェック体制が十分にとられていること。